

国 不 土 第 3 4 号
令 和 7 年 7 月 1 日

日本行政書士連合会会長 殿

国土交通省 不動産・建設経済局 土地政策課長
(公 印 省 略)

国土利用計画法に基づく事後届出制の周知徹底等について（依頼）

貴会におかれましては、平素より土地関係施策の円滑な執行にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、国土利用計画法（昭和49年総理府令第72号）第23条第1項の規定による土地に関する権利の移転又は設定後における利用目的等の届出（事後届出制）の周知徹底について、ご協力いただいているところです。

今般、事後届出制については、国土利用計画法施行規則（昭和49年総理府令第72号）を改正し、届出事項の追加（国籍等）及び一部廃止並びに統一的な届出様式（旧別記様式第三）の廃止を行う、国土利用計画法施行規則の一部を改正する省令（令和7年国土交通省令第42号）が令和7年4月1日に公布され、7月1日に施行されます。届出書については、これに代えて、技術的助言として、事後届出標準様式（別紙参考）とオンラインによる届出のための入力フォームを都道府県等に提供しています。

都道府県等においては、上記の標準様式若しくは各都道府県等において設定する独自の様式又はオンライン用入力フォームをウェブサイト等で示される予定です。

7月1日以降に届出を行う場合は、各都道府県において採用する様式を事前に確認の上、手続されるよう、都道府県行政書士会員に対して周知いただくとともに、事後届出制の適切な運用について、より一層のご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。